

令和7年度市町決算に基づく健全化判断比率(速報値)について

令和8年(2026年)9月29日
山口県総合企画部市町課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、各地方公共団体が毎年度の決算を基に算定、公表することが義務づけられている健全化判断比率(4つの財政指標)について、令和7年度決算に基づく県内市町の速報値の状況を公表します。

1 健全化判断比率(速報値)の算定結果

- 全市町が、初回算定(平成19年度決算)以来、各比率とも早期健全化基準を下回った。
- 赤字を生じた団体はなく、実質公債費比率は前年度より低下、将来負担比率は3年連続で上昇した。

区 分	算 定 結 果	＜ 参 考 ＞	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	○全市町とも実質赤字額なし 平成19年度決算以降、19年連続	11.25% ～15%(※)	20%
連結実質赤字比率	○全市町とも連結実質赤字額なし 平成20年度決算以降、18年連続	16.25% ～20%(※)	30%
実質公債費比率	○全市町の平均 6.7% (対前年度 0.1 ㊦低下) 〔 低下 : 9 市町 上昇 : 7 市町 〕	25%	35%
将来負担比率	○全市町の平均 36.3% (対前年度 2.6 ㊦上昇) 〔 低下 : 6 市町 上昇 : 7 市町 〕	350%	

※ 早期健全化基準は、標準財政規模に応じることから市町毎に異なる。

2 各比率の状況

(1) 実質赤字比率

- 全市町とも、前年度同様、一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率が算定される市町はない。

◆実質赤字比率： 地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(※)}}$$

※標準財政規模： 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。

(2) 連結実質赤字比率

○ 全市町とも、前年度同様、一般会計等に他の公営事業会計を加えた全会計実質収支の合計は黒字となっており、連結実質赤字比率が算定される市町はない。

◆連結実質赤字比率： 公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

○ 全市町の平均は 6.7%であり、前年度と比べ 0.1 ポイント低下した。

○ 9 市町で低下、7 市町で上昇した。

○ 地方債の許可団体となる 18%以上の市町はない。

◆実質公債費比率： 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模等に対する割合で表したものの。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{① (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - ② (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{③ (標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額))}}$$

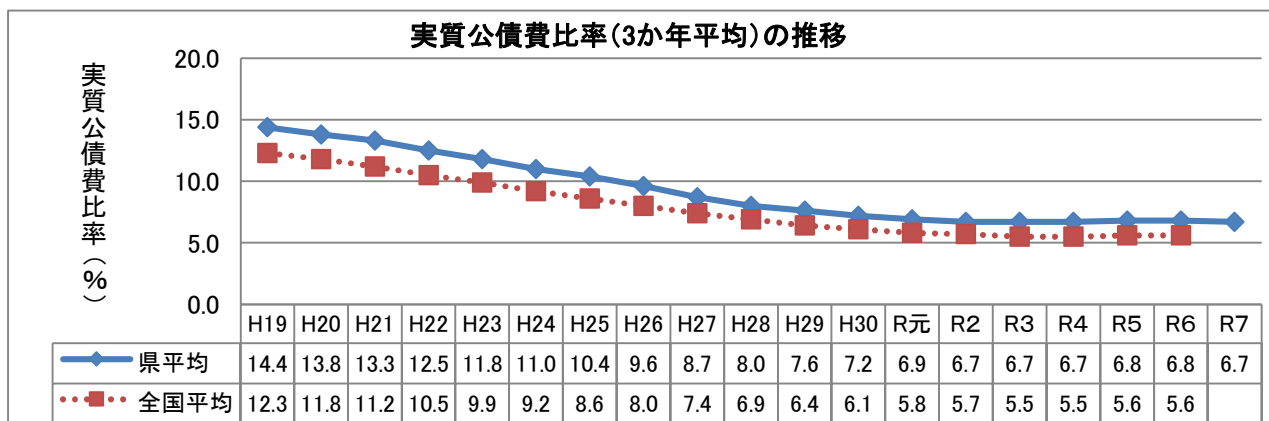
◇主な増減

(単位: 百万円、%)

区 分	R7	R4	比 較	
			増減額	増減率
①元利償還金等	90,226	90,687	▲ 461	▲ 0.5
地方債の元利償還金	71,004	71,436	▲ 432	▲ 0.6
準元利償還金	19,222	19,251	▲ 29	▲ 0.2
②特定財源等	67,760	69,106	▲ 1,346	▲ 1.9
特定財源の額	12,380	10,867	1,513	13.9
基準財政需要額算入額	55,379	58,239	▲ 2,860	▲ 4.9
①-②元利償還金等-特定財源等	22,466	21,581	885	4.1
③標準財政規模等 (標準財政規模-基準財政需要額算入額)	333,463	308,170	25,293	8.2

※ R7年度の実質公債費比率は、R5～R7年度の3か年の平均で算定されることから、増減の要因として、今回新たに算定の対象となったR7年度と、R6年度の算定の対象であったR4年度の数値を比較している。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、表内計算数値と一致しない場合がある。以下同じ。



(4) 将来負担比率

- 全市町の平均は 36.3%であり、前年度と比べ 2.6 ポイント上昇した。
- 全市町平均の比率は、3 年連続で上昇した。
- 6 市町で低下、7 市町で上昇した。

◆将来負担比率： 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模等に対する割合で表したものの。

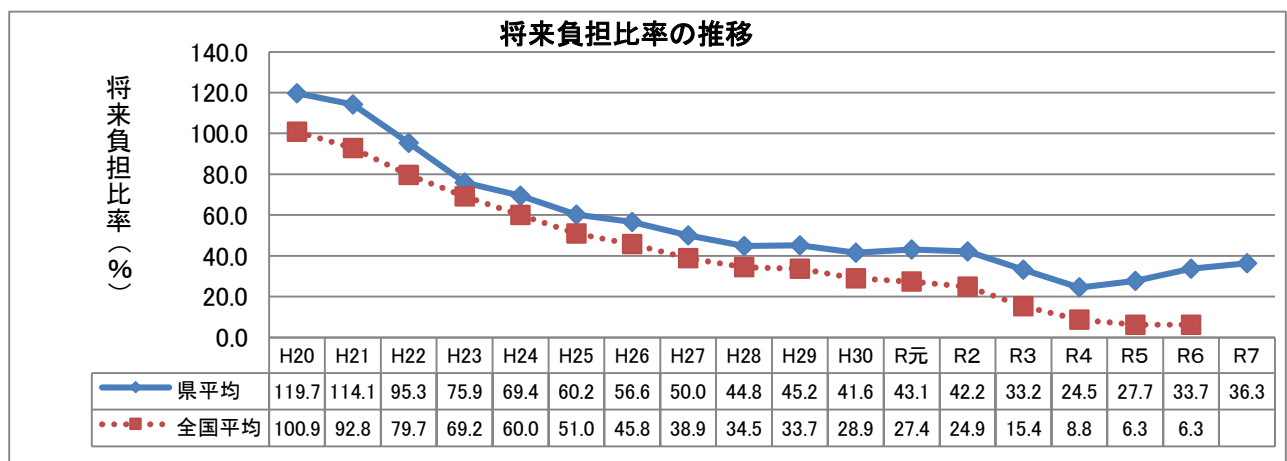
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{③（標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

◇主な増減

(単位: 百万円、%)

区 分	R7	R6	比 較	
			増減額	増減率
①将来負担額※	1,020,618	1,018,193	2,425	0.2
うち地方債の現在高	694,670	697,612	▲ 2,942	▲ 0.4
うち公営企業債等繰入見込額	194,107	196,286	▲ 2,179	▲ 1.1
うち退職手当負担見込額	101,548	97,608	3,940	4.0
②充当可能財源等	899,326	909,198	▲ 9,872	▲ 1.1
充当可能基金額	204,610	202,988	1,622	0.8
特定財源見込額	116,130	114,996	1,134	1.0
基準財政需要額算入見込額	578,585	591,213	▲ 12,628	▲ 2.1
①-②将来負担額-充当可能財源等	121,292	108,995	12,297	11.3
③標準財政規模等 (標準財政規模-基準財政需要額算入額)	333,463	322,504	10,959	3.4

※ 算定区分のうち、負担額の大きい項目について表記。



3 各市町の状況

(単位 %)

区 分 市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	R7決算	R6決算	R7決算	R6決算	R7決算	対前年度増減	R6決算	R7決算	対前年度増減	R6決算
下 関 市	-	-	-	-	9.0	▲ 0.3	9.3	42.7	▲ 0.3	43.0
宇 部 市	-	-	-	-	2.5	0.0	2.5	55.1	7.9	47.2
山 口 市	-	-	-	-	6.5	0.2	6.3	101.1	11.8	89.3
萩 市	-	-	-	-	5.0	▲ 0.4	5.4	-	-	-
防 府 市	-	-	-	-	3.8	0.2	3.6	12.0	2.7	9.3
下 松 市	-	-	-	-	4.3	0.0	4.3	15.3	4.4	10.9
岩 国 市	-	-	-	-	4.5	0.0	4.5	-	-	-
光 市	-	-	-	-	6.2	0.1	6.1	7.6	5.8	1.8
長 門 市	-	-	-	-	6.1	▲ 0.2	6.3	-	-	-
柳 井 市	-	-	-	-	7.6	▲ 0.7	8.3	40.2	▲ 1.8	42.0
美 祢 市	-	-	-	-	8.5	▲ 0.1	8.6	97.3	▲ 15.2	112.5
周 南 市	-	-	-	-	9.9	0.5	9.4	62.4	▲ 2.7	65.1
山陽小野田市	-	-	-	-	8.8	▲ 0.8	9.6	28.5	▲ 0.8	29.3
周 防 大 島 町	-	-	-	-	12.4	0.2	12.2	-	-	-
和 木 町	-	-	-	-	8.4	▲ 0.1	8.5	15.8	8.3	7.5
上 関 町	-	-	-	-	11.7	0.6	11.1	-	-	-
田 布 施 町	-	-	-	-	7.2	▲ 1.4	8.6	17.2	5.5	11.7
平 生 町	-	-	-	-	9.7	▲ 1.7	11.4	104.8	▲ 11.2	116.0
阿 武 町	-	-	-	-	0.9	0.8	0.1	-	-	-
市 計					6.5	▲ 0.1	6.6	38.8	2.5	36.3
町 計					9.3	▲ 0.4	9.7	-	-	-
県 計					6.7	▲ 0.1	6.8	36.3	2.6	33.7

※ 「市計」、「町計」、「県計」の欄は加重平均。

《参考》

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等の概要

1 根拠法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）

2 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

《特徴》

- ・ 従来の自治体の破綻法制は再建団体の基準しかなく、早期是正機能がなかったが、本法では、財政破綻前の早期健全化制度を導入した。また、公営企業にも早期是正制度を導入した。
- ・ 従来の、普通会計を中心とした収支の指標に加え、公営企業、公社、第三セクター等を含めた実質的負債（ストック）を指標化した。
- ・ 指標の整備や監査委員の審査、議会報告及び住民公表等を定めた。

3 施行期日

平成21年4月1日（ただし、健全化判断比率等の算定・公表に係る規定については、平成20年4月1日（平成19年度決算分）から施行。）

4 健全化判断比率等の算定及び公表

(1) 健全化判断比率等の算定…以下の算式に基づいて算定

○健全化判断比率

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{③ 実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{④ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(2) 健全化判断比率等の公表等

- ・ 地方公共団体は、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。
- ・ 市町村は、上記の公表後速やかに都道府県に報告する。
- ・ 報告を受けた都道府県は速やかに国に報告するとともに、取りまとめ、その概要を公表する。
- ・ 報告を受けた国は、これを取りまとめ、その概要を公表する。

5 財政の早期健全化・再生、公営企業の経営の健全化

- (1) 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準・財政再生基準以上の場合には、それぞれ財政健全化計画・財政再生計画を定めなければならない。

	早期健全化基準（市町村）	財政再生基準（市町村）
① 実質赤字比率	標準財政規模に 11.25～15%	20%
② 連結実質赤字比率	標準財政規模に 16.25～20%	30% [経過措置] H20、H21 決算=40% H22 決算=35%
③ 実質公債費比率	25%	35%
④ 将来負担比率	350%	—

※財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

- ・ 同意あり→収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。
- ・ 同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

- (2) 資金不足比率が経営健全化基準（20%（公営競技を行う法適用企業にあつては0%））以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

6 財政健全化計画等の策定手続き

市町が財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定するに当たっては、以下の手続きが必要となる。

- ① 改善が必要と認められる事務の執行について、個別外部監査契約に基づく監査
- ② 議会の議決
- ③ 計画の公表及び知事への報告
- ④ 計画策定後は、毎年9月30日までに、実施状況を議会に報告するとともに、その内容を公表・知事へ報告

7 国・県の関与

- 財政健全化計画・経営健全化計画については、その実施状況を踏まえ、早期健全化が著しく困難であると認められるときは、知事は、当該財政健全化団体又は経営健全化団体の長に対し必要な勧告をすることができる。
- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、当該財政再生団体の長に対し予算の変更等必要な措置を勧告することができる。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

《各比率の対象会計》

